

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

平成25年5月15日

奈良県知事 荒井正吾

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

- ◇ 委託業務名
県立奈良病院跡地活用に係るまちづくり基本計画策定業務
- ◇ 委託期間
契約締結日から平成26年3月25日まで
- ◇ 委託業務の内容
県立奈良病院移転後の奈良市平松地区周辺地域において、今後の少子高齢化の進展を見据え、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、身近な医療機能の確保に加え、予防・介護・健康づくり・子育てなどが連携した全国のモデルとなるようなまちづくりをすすめることを目的としたまちづくり基本計画の策定に関連する業務を委託する。

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- ◇ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ◇ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- ◇ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更正手続中でないこと。
- ◇ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）又は建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ◇ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないものであること。
- ◇ 医療、介護または福祉関連のPFI方式または公有地活用型PPP方式による民間活力導入可能性調査業務について、平成20年4月1日以降に受託し、履行した実績を有するものであること。

3 業務委託者の選定方法

奈良県は、県立奈良病院跡地活用に係るまちづくり基本計画策定業務の業務委託者を選定するにあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつ提案者へのヒアリングを実施し、「県立奈良病院跡地活用に係るまちづくり基本計画策定業務委託にかかる事業者選定基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

プロポーザルへの参加を希望される場合は、実施要領等を交付しますので、同封の参加申込書及び提案書を提出期限までに提出してください。

なお、主な日程は下記のとおりです。

- ◇ 実施要領等の交付開始 平成25年5月15日（水）
- ◇ 参加申込書の提出期限 平成25年5月23日（木）
- ◇ 質問票の提出期限 平成25年5月27日（月）
- ◇ 提案書の提出期限 平成25年6月4日（火）
- ◇ ヒアリング 平成25年6月上旬（予定）
- ◇ 選定結果通知 平成25年6月中旬（予定）
- ◇ 契約締結 平成25年6月中旬（予定）

4 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間、交付場所等

- ◇ 交付期間
平成25年5月15日（水）から平成25年5月23日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）
- ◇ 交付場所
〒630-8501 奈良市登大路町30番地（奈良県庁舎主棟3F）
奈良県医療政策部医療管理課 県立病院・医大経営係
- ◇ 交付資料
① 県立奈良病院跡地活用に係るまちづくり基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
② 業務委託仕様書
③ 参加申込書（様式1、2）
④ 質問票（様式3）
⑤ 提案書（様式4～7）
⑥ 周辺関係位置図
- ※ 上記の交付資料は、下記URLからダウンロードできます。
→ 奈良県医療管理課ホームページ
<URL>http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4182.htm
- ◇ 閲覧資料
平成24年度検討資料
- ※ 上記の閲覧資料は、交付資料の交付期間中、交付場所において、閲覧することができます。

5 参加申込書（様式1、2）の提出期限 平成25年5月23日（木）午後5時まで

6 質問票（様式3）の提出期限 平成25年5月27日（月）午後5時まで

7 提案書（様式4～7）の提出期限 平成25年6月4日（火）午後5時まで

8 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）にあたって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等にあたって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、県立奈良病院跡地活用に係るまちづくり基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領によります。

11 お問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県医療政策部医療管理課 県立病院・医大経営係
TEL：0742-27-8920
FAX：0742-22-7471
E-mail：iryokanri@office.pref.nara.lg.jp